上砂川町障がい者活躍推進計画

|  |  |
| --- | --- |
| 機関名 | 上砂川町 |
| 任命権者 | 上砂川町長 |
| 計画期間 | 令和２年４月１日から令和７年３月３１日（５年間） |
| 上砂川町における障がい者雇用に関する課題 | 　上砂川町の障がい者雇用においては、令和元年６月１日現在においては法定雇用率から算出される法定雇用障がい者数は達成している状況である。　今後も法定雇用障がい者数を下回ることのないよう障がい者の積極的な採用を引き続き実施する必要がある。　また、障がい者である職員が生き生きと活躍できる体制や職場環境づくりを推進するためには、更なる職場環境の整備や職務の選定及び創出など各種取り組みが必要である。 |
| **目　　標** |
| ①採用に関する目標 | 　障がい者である職員の実雇用率が各年度の６月１日時点の法定雇用率以上を目標とする。 |
| ②定着に関する目標 | 　不本意な離職を生じさせないよう、障がい者である職員の実情を考慮し、業務や職場環境の整備に留意する。（評価方法）毎年の障がい者任免状況通報の時期に人事記録を元に定着状況を把握し、進捗管理を行う。 |
| **取組内容** |
| ①障がい者の活躍を推進する体制整備 | 　障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。障がい者職業生活相談員の選任義務に関わらず、障がい者である職員の相談窓口を総務課庶務係に設定する。障がい者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には、３か月以内に選任することとし、資格要件を満たさない場合には、北海道労働局が開催する障がい者職業生活相談員資格認定講習の受講に努める。 |
| ②障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | 現に勤務する障がい者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について面談等を通して点検・検討する。 |
| ③障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | 相談窓口への相談及び人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握し、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。なお、措置を講じるに当たっては、障害者である職員からの要望を踏まえた上で、当該職員にとって過重な負担にならない範囲で適切に実施する。募集及び採用に当たっては、次の取扱いを行わない。（１）特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。（２）「自力で通勤できること」といった条件を設定する。（３）「介助者無しで業務の遂行が可能であること」といった 条件を設定する。（４）「就労支援機関に所属又は登録をしており、雇用期間中 当該機関からの支援が受けられること」といった条件を設 定する。（５）特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 |
| **その他** |
| 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。 |